

婚姻届

受理 令和 年 月 日
第 号

通知(送付) 令和 年 月 日
第 号



令和 8 年 5 月 2 日 届出

大使 殿
在リトアニア日本国 総領事

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知
------	------	------	-----	----	-----	----

修正液や修正テープは使えません。
鉛筆や消えやすいインク（消えるボールペンなど）で書かないでください。

①【氏名】 ミドルネームがある場合、ファーストネームとミドルネームの間にスペースは入れず、「・」や「、」等の記号も記入しない。

②【生年月日】 日本人は和暦、外国人は西暦で記入

③【本籍】 外国人配偶者は、婚姻成立時に有していた全ての国籍を記入

④【本籍】 本籍地は「2-2」のように「-」で略さず、戸籍のとおり正確に記入

⑤【父母・養父母の氏名】
○日本人は、父母が婚姻中であれば、母は名のみ記入（養父母も同様）
○外国人の氏名は、姓、ファーストネーム、ミドルネームの順に記入し、姓とファーストネームの間に「、」を記入

⑥【続き柄】
長男・長女は「長」、二男・二女は「二」（※「次」は間違い）、三男・三女以降は「三」「四」と漢数字で記入

⑦【夫/妻の氏】
チェックを入れない

⑧【新本籍】
日本人配偶者が既に戸籍の筆頭者となっている場合は記入しない。
※新本籍をこれまでの本籍地以外に設定する場合は、事前に当該市区町村役場に対し新本籍の設定が可能であるか確認のうえ、ご記入ください。

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	氏名	① ペトラウスカス ヨーナスペトラス	氏名	② ガイム ハナコ 外務 花子
(2) 生年月日	③ 1990 年 4 月 24 日		④ 平成 3 年 3 月 24 日	
(3) 住所	⑤ リトアニア共和国ピリニユス郡		⑥ 同左	
	⑦ ピリニユス市チュルリヨーニョ通り8番 2B号			
(4) 本籍	⑧ リトアニア共和国		⑨ 東京都千代田区霞が関二丁目	
	外国人のときは（国籍だけを書ってください）	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	⑩ 外務 一郎
(5) 父母及び養父母の氏名	父	⑪ 父 ペトラウスカス、ミンダウガス	父	⑫ 父 外務 一郎
	母	⑬ 母 ペトラウスキエネ、リナ	母	⑭ 母 桜子
(6) 父母及び養父母の続柄	父	⑮ 長男	父	⑯ 二女
	母	⑰ 長男	母	⑱ 二女
(7) 同居を始める前の夫婦の世帯	夫	⑲ 夫の氏 新本籍(左の☑の氏の人ですでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)	妻	⑳ 妻の氏 ⑳ 東京都千代田区霞が関二丁目2
	妻	㉑ 妻の氏	夫	㉒ 夫の氏
(8) 同居を始める前の夫婦の世帯のおもな仕事	夫	㉓ 夫の職業	妻	㉔ 妻の職業
	妻	㉕ 妻の職業	夫	㉖ 夫の職業
(9) 夫婦の職業	夫	令和 8 年 4 月 27 日 リトアニア共和国 の方式により婚姻成立、㉗ ピリニユス市役所市民登録課 作成の婚姻証書添付。		
	妻	㉘ 【その他】婚姻証明書の発行機関名		
(10) 届出人署名	夫	㉙ 【届出人署名】 ○日本人は戸籍に記載されている氏名を記入 ○外国人の署名は任意		
	妻	㉚ ㉛ 外務花子		

(届出人の連絡先及び電話番号 +370 123 45678, gaimuhanako@vn.mofa.go.jp)

外国の方式により婚姻が成立している場合は、証人欄（届書の右上）の記入は不要です。